

## 個人情報保護に関する法律の改正について

### 1 法律の施行及び適用

個人情報保護とデータ流通の両立強化を図るため、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、国、地方公共団体（議会は除く。）、民間事業者のいずれも個人情報保護法が適用されることとなり、地方公共団体に関する規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用されることとなりました。このことから、現在の葉山町個人情報保護条例は法律の規定に違反した条例となることから廃止し、規定が必要な事項を新たに法施行条例として制定することを検討しています。

### 2 条例事項

#### （1）条例で規定しなければならない事項

- ・手数料
- ・行政機関匿名加工情報の契約手数料
- ・審査機関の設置（附属機関）

#### （2）条例で規定できる事項

- ・要配慮個人情報の追加
- ・不開示情報を情報公開条例と整合させること
- ・個人情報取扱事務登録簿の作成・公表
- ・開示請求等の決定の期間の短縮
- ・審議会への諮問